

**可児市 介護予防・日常生活支援総合事業費  
単位数サービスコード表  
(令和4年10月施行版)**

- |  |          |
|--|----------|
| <b>1 A2 訪問介護相当サービス サービスコード表</b>  | <b>1</b> |
| <small>(可児市の訪問介護相当サービスの事業者指定を受けた事業者で、訪問介護相当サービスを提供した場合。)</small>                           |          |
| <b>2 A2 訪問型サービスA(緩和した基準によるサービス) サービスコード表</b>   | <b>2</b> |
| <small>(可児市の訪問型サービスA(緩和した基準によるサービス)の事業者指定を受けた事業者で、訪問型サービスA(緩和した基準によるサービス)を提供した場合。)</small> |          |
| <b>3 A6 通所介護相当サービス サービスコード表</b>  | <b>3</b> |
| <small>(可児市の通所介護相当サービスの事業者指定を受けた事業者で、通所介護相当サービスを提供した場合。)</small>                           |          |
| <b>4 A6 通所型サービスA(緩和した基準によるサービス) サービスコード表</b>   | <b>4</b> |
| <small>(可児市の通所型サービスA(緩和した基準によるサービス)の事業者指定を受けた事業者で、通所型サービスA(緩和した基準によるサービス)を提供した場合。)</small> |          |
| <b>5 AF 介護予防ケアマネジメント サービスコード表</b>  | <b>5</b> |

**A2 訪問介護相当サービス用**

（可児市の訪問介護相当サービスの事業者指定を受けた事業者で、訪問介護相当サービスを提供した場合に適用する。）

サービスコード		サービス内容略称	算定項目	合成単位数	算定単位
種類	項目				
A2	1111	訪問型独自サービスⅠ	イ 訪問型サービス費 (独自)	1,176	1月につき
A2	2111	訪問型独自サービスⅠ日割	(Ⅰ)	39	1日につき
A2	1211	訪問型独自サービスⅡ	ロ 訪問型サービス費 (独自)	2,349	1月につき
A2	2211	訪問型独自サービスⅡ日割	(Ⅱ)	77	1日につき
A2	1321	訪問型独自サービスⅢ	ハ 訪問型サービス費 (独自)	3,727	1月につき
A2	2321	訪問型独自サービスⅢ日割	(Ⅲ)	123	1日につき
A2	6001	訪問型独自サービス同一建物減算	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	所定単位数の10%減算	1月につき
A2	8000	訪問型独自サービス特別地域加算	特別地域加算	所定単位数の15%加算	1月につき
A2	8001	訪問型独自サービス特別地域加算日割		所定単位数の15%加算	1日につき
A2	8100	訪問型独自サービス小規模事業所加算	中山間地域等における小規模事業所加算	所定単位数の10%加算	1月につき
A2	8101	訪問型独自サービス小規模事業所加算日割		所定単位数の10%加算	1日につき
A2	8110	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	所定単位数の5%加算	1月につき
A2	8111	訪問型独自サービス中山間地域等加算日割		所定単位数の5%加算	1日につき
A2	4001	訪問型独自サービス初回加算	チ 初回加算	200単位加算	200 1月につき
A2	4003	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅰ	リ 生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算(Ⅰ) 100単位加算	100
A2	4002	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅱ		(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ) 200単位加算	200
A2	6269	訪問型サービス処遇改善加算Ⅰ	ヌ 介護職員処遇改善加算	(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ) 所定単位数の137/1000 加算	
A2	6270	訪問型サービス処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ) 所定単位数の100/1000 加算	
A2	6271	訪問型サービス処遇改善加算Ⅲ		(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ) 所定単位数の55/1000 加算	
A2	6273	訪問型サービス処遇改善加算Ⅳ		(4)介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (3)で算定した単位数の 90%加算	
A2	6275	訪問型サービス処遇改善加算Ⅴ		(5)介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (3)で算定した単位数の 80%加算	
A2	6278	訪問型独自サービス特定処遇改善加算Ⅰ	ル 介護職員等特定処遇改善加算	(1)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) 所定単位数の63/1000 加算	
A2	6279	訪問型独自サービス特定処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) 所定単位数の42/1000 加算	
A2	6281	訪問型独自サービスベースアップ等支援加算	ラ 介護職員等ベースアップ等支援加算	所定単位数の24/1000 加算	

※特別地域加算、中山間地域等における小規模事業所加算、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算、介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算は、すべてのパターンで共通して使用するサービスコードです。

【色分けルール】  
 ・水色→新設(令和4年10月1日から開始)  
 ・灰色→廃止(令和4年3月31日をもって廃止)

**A2 訪問型サービスA(緩和した基準によるサービス)用**

(可見市の訪問型サービスA(緩和した基準によるサービス)の事業者指定を受けた事業者で、  
訪問型サービスA(緩和した基準によるサービス)を提供した場合に適用する。)

サービスコード		サービス内容略称	算定項目	合成単位数	算定単位
種類	項目				
A2	1121	訪問型独自サービスⅠ／2	イ 訪問型サービス費(独自)(Ⅰ) 事業対象者・要支援1・2(週1回程度)	941	1月につき
A2	2121	訪問型独自サービスⅠ／2日割	イ 訪問型サービス費(独自)(Ⅰ) 事業対象者・要支援1・2(週1回程度)	31	1日につき
A2	1221	訪問型独自サービスⅡ／2	ロ 訪問型サービス費(独自)(Ⅱ) 事業対象者・要支援1・2(週2回程度)	1,879	1月につき
A2	2221	訪問型独自サービスⅡ／2日割	ロ 訪問型サービス費(独自)(Ⅱ) 事業対象者・要支援1・2(週2回程度)	62	1日につき
A2	1331	訪問型独自サービスⅢ／2	ハ 訪問型サービス費(独自)(Ⅲ) 事業対象者・要支援2(週2回を超える程度)	2,982	1月につき
A2	2331	訪問型独自サービスⅢ／2日割	ハ 訪問型サービス費(独自)(Ⅲ) 事業対象者・要支援2(週2回を超える程度)	98	1日につき
A2	6001	訪問型独自サービス同一建物減算	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	所定単位数の10%減算	1月につき
A2	8000	訪問型独自サービス特別地域加算	特別地域加算	所定単位数の15%加算	1月につき
A2	8001	訪問型独自サービス特別地域加算日割	特別地域加算	所定単位数の15%加算	1日につき
A2	8100	訪問型独自サービス小規模事業所加算	中山間地域等における小規模事業所加算	所定単位数の10%加算	1月につき
A2	8101	訪問型独自サービス小規模事業所加算日割	中山間地域等における小規模事業所加算	所定単位数の10%加算	1日につき
A2	8110	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	所定単位数の5%加算	1月につき
A2	8111	訪問型独自サービス中山間地域等加算日割	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	所定単位数の5%加算	1日につき
A2	4011	訪問型独自サービス初回加算／2	チ 初回加算	200単位加算	200 1月につき
A2	4013	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅰ／2	リ 生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算(Ⅰ) 100単位加算	100
A2	4012	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅱ／2	リ 生活機能向上連携加算	(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ) 200単位加算	200
A2	6269	訪問型サービス処遇改善加算Ⅰ	ス 介護職員処遇改善加算	(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ) 所定単位数の137/1000 加算	
A2	6270	訪問型サービス処遇改善加算Ⅱ	ス 介護職員処遇改善加算	(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ) 所定単位数の100/1000 加算	
A2	6271	訪問型サービス処遇改善加算Ⅲ	ス 介護職員処遇改善加算	(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ) 所定単位数の55/1000 加算	
A2	6273	訪問型サービス処遇改善加算Ⅳ	ス 介護職員処遇改善加算	(4)介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (3)で算定した単位数の 90%加算	
A2	6275	訪問型サービス処遇改善加算Ⅴ	ス 介護職員処遇改善加算	(5)介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (3)で算定した単位数の 80%加算	
A2	6278	訪問型独自サービス特定処遇改善加算Ⅰ	ル 介護職員等特定処遇改善加算	(1)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) 所定単位数の63/1000 加算	
A2	6279	訪問型独自サービス特定処遇改善加算Ⅱ	ル 介護職員等特定処遇改善加算	(2)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) 所定単位数の42/1000 加算	
A2	6281	訪問型独自サービスベースアップ等支援加算	ヲ 介護職員等ベースアップ等支援加算	所定単位数の24/1000 加算	

※特別地域加算、中山間地域等における小規模事業所加算、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算、介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算は、訪問型サービス(現行相当サービス提供)のコードと同じです。

【色分けルール】  
 ・水色→新設(令和4年10月1日から開始)  
 ・灰色→廃止(令和4年3月31日をもって廃止)

**A6 通所介護相当サービス用**

（可児市の通所介護相当サービスの事業者指定を受けた事業者で、通所介護相当サービスを提供した場合に適用する。）

サービスコード	サービス内容略称	算定項目		合成単位数	算定単位	
種類	項目					
A6	1111 通所型独自サービス1	イ 通所型サービス費 (独自)	事業対象者・要支援1	1,672 単位	1,672 1月につき	
A6	1112 通所型独自サービス1日割			55 単位	55 1日につき	
A6	1121 通所型独自サービス2		事業対象者・要支援2	3,428 単位	3,428 1月につき	
A6	1122 通所型独自サービス2日割			113 単位	113 1日につき	
A6	8110 通所型独自サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	所定単位数の5%加算		1月につき	
A6	8111 通所型独自サービス中山間地域等加算日割		所定単位数の5%加算		1日につき	
A6	6105 通所型独自サービス同一建物減算1	事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所型サービス(独自)を行う場合	事業対象者・要支援1	376単位減算	-376 1月につき	
A6	6106 通所型独自サービス同一建物減算2		事業対象者・要支援2	752単位減算	-752	
A6	5010 通所型独自生活上グループ活動加算	ロ 生活機能向上グループ活動加算	100単位加算		100	
A6	5002 通所型独自サービス運動器機能向上加算	ハ 運動器機能向上加算	225単位加算		225	
A6	6109 通所型独自サービス若年性認知症受入加算	ニ 若年性認知症利用者受入加算	240単位加算		240	
A6	6116 通所型独自サービス栄養アセスメント加算	ホ 栄養アセスメント加算	50単位加算		50	
A6	5003 通所型独自サービス栄養改善加算	ヘ 栄養改善加算	200単位加算		200	
A6	5004 通所型独自サービス口腔機能向上加算Ⅰ	ト 口腔機能向上加算	(1)口腔機能向上加算(Ⅰ)	150単位加算	150	
A6	5011 通所型独自サービス口腔機能向上加算Ⅱ		(2)口腔機能向上加算(Ⅱ)	160単位加算	160	
A6	5006 通所型独自複数サービス実施加算Ⅰ1	チ 選択的サービス複数実施加算	(1)選択的サービス複数実施加算(Ⅰ)	運動器機能向上及び栄養改善	480単位加算	480
A6	5007 通所型独自複数サービス実施加算Ⅰ2			運動器機能向上及び口腔機能向上	480単位加算	480
A6	5008 通所型独自複数サービス実施加算Ⅰ3		栄養改善及び口腔機能向上	480単位加算	480	
A6	5009 通所型独自複数サービス実施加算Ⅱ		(2)選択的サービス複数実施加算(Ⅱ)	運動器機能向上、栄養改善及び口腔機能向上	700単位加算	700
A6	5005 通所型独自サービス事業所評価加算	リ 事業所評価加算	120単位加算		120	
A6	6011 通所型独自サービス提供体制強化加算Ⅰ1	ス サービス提供体制強化加算	(1)サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	事業対象者・要支援1	88単位加算	88
A6	6012 通所型独自サービス提供体制強化加算Ⅰ2			事業対象者・要支援2	176単位加算	176
A6	6107 通所型独自サービス提供体制強化加算Ⅱ1		(1)サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	事業対象者・要支援1	72単位加算	72
A6	6108 通所型独自サービス提供体制強化加算Ⅱ2			事業対象者・要支援2	144単位加算	144
A6	6103 通所型独自サービス提供体制強化加算Ⅲ1		(3)サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	事業対象者・要支援1	24単位加算	24
A6	6104 通所型独自サービス提供体制強化加算Ⅲ2			事業対象者・要支援2	48単位加算	48
A6	4001 通所型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅰ	ル 生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算(Ⅰ)(3月に1回を限度)	100単位加算	100	
A6	4002 通所型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅱ1		(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ)	200単位加算	200	
A6	4003 通所型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅱ2		運動器機能向上加算を算定している場合	100単位加算	100	
A6	6200 通所型独自サービス口腔栄養スクリーニング加算Ⅰ	ヲ 口腔・栄養スクリーニング加算	(1)口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅰ)(6月に1回を限度)	20単位加算	20 1回につき	
A6	6201 通所型独自サービス口腔栄養スクリーニング加算Ⅱ		(2)口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅱ)(6月に1回を限度)	5単位加算	5	
A6	6311 通所型独自サービス科学的介護推進体制加算	ワ 科学的介護推進体制加算	40単位加算		40 1月につき	
A6	6100 通所型独自サービス処遇改善加算Ⅰ	カ 介護職員処遇改善加算	(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の59/1000 加算		
A6	6110 通所型独自サービス処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の43/1000 加算		
A6	6111 通所型独自サービス処遇改善加算Ⅲ		(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数の23/1000 加算		
A6	6113 通所型独自サービス処遇改善加算Ⅳ		(4)介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	(3)で算定した単位数の90%加算		
A6	6115 通所型独自サービス処遇改善加算Ⅴ		(5)介護職員処遇改善加算(Ⅴ)	(3)で算定した単位数の80%加算		
A6	6118 通所型独自サービス特定処遇改善加算Ⅰ	コ 介護職員等特定処遇改善加算	(1)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の12/1000 加算		
A6	6119 通所型独自サービス特定処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の10/1000 加算		
A6	6114 通所型独自サービスベースアップ等支援加算	タ 介護職員等ベースアップ等支援加算	所定単位数の11/1000 加算			

定員超過の場合

サービスコード	サービス内容略称	算定項目		合成単位数	算定単位
種類	項目				
A6	8001 通所型独自サービス1・定超	イ 通所型サービス費 (独自)	事業対象者・要支援1	1,672単位	1,170 1月につき
A6	8002 通所型独自サービス1日割・定超			55単位	39 1日につき
A6	8011 通所型独自サービス2・定超		事業対象者・要支援2	3,428単位	2,400 1月につき
A6	8012 通所型独自サービス2日割・定超			113単位	79 1日につき

看護・介護職員が欠員の場合

サービスコード	サービス内容略称	算定項目		合成単位数	算定単位
種類	項目				
A6	9001 通所型独自サービス1・人欠	イ 通所型サービス費 (独自)	事業対象者・要支援1	1,672単位	1,170 1月につき
A6	9002 通所型独自サービス1日割・人欠			55単位	39 1日につき
A6	9011 通所型独自サービス2・人欠		事業対象者・要支援2	3,428単位	2,400 1月につき
A6	9012 通所型独自サービス2日割・人欠			113単位	79 1日につき

※中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算、介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算は、すべてのパターンで共通して使用するサービスコードです。

【色分けルール】  
 ・水色→新設(令和4年10月1日から開始)  
 ・灰色→廃止(令和4年3月31日をもって廃止)

**A6 通所型サービスA(緩和した基準によるサービス)用**

(可児市の通所型サービスA(緩和した基準によるサービス)の事業者指定を受けた事業者で、  
通所型サービスA(緩和した基準によるサービス)を提供した場合に適用する。)

サービスコード	サービス内容略称	算定項目		緩和	算定単位
種類	項目				
A6	1211 通所型独自サービス/21	イ 通所型サービス費 (独自)	事業対象者・要支援1	1,505単位	1,505 1月につき
A6	1212 通所型独自サービス/21日割			50単位	50 1日につき
A6	1221 通所型独自サービス/22		事業対象者・要支援2	3,085単位	3,085 1月につき
A6	1222 通所型独自サービス/22日割			101単位	101 1日につき
A6	8110 通所型独自サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算		所定単位数の5%加算	1月につき
A6	8111 通所型独自サービス中山間地域等加算日割			所定単位数の5%加算	1日につき
A6	6125 通所型独自サービス同一建物減算/21	事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所型サービス(独自)を行う場合	事業対象者・要支援1	376単位減算	-376 1月につき
A6	6126 通所型独自サービス同一建物減算/22		事業対象者・要支援2	752単位減算	-752
A6	5020 通所型独自生活上グループ活動加算/2	ロ 生活機能向上グループ活動加算		100単位加算	100
A6	5012 通所型独自サービス運動器機能向上加算/2	ハ 運動器機能向上加算		225単位加算	225
A6	6129 通所型独自サービス若年性認知症受入加算/2	ニ 若年性認知症利用者受入加算		240単位加算	240
A6	6120 通所型独自サービス栄養アセスメント加算/2	ホ 栄養アセスメント加算		50単位加算	50
A6	5013 通所型独自サービス栄養改善加算/2	ヘ 栄養改善加算		200単位加算	200
A6	5014 通所型独自サービス口腔機能向上加算Ⅰ/2	ト 口腔機能向上加算	(1)口腔機能向上加算(Ⅰ)	150単位加算	150
A6	5021 通所型独自サービス口腔機能向上加算Ⅱ/2		(2)口腔機能向上加算(Ⅱ)	160単位加算	160
A6	5016 通所型独自複数サービス実施加算Ⅰ/21	チ 選択的 サービス複数 実施加算	(1) 選択的サービス複数実施加算(Ⅰ)	運動器機能向上及び栄養改善	480単位加算
A6	5017 通所型独自複数サービス実施加算Ⅰ/22			運動器機能向上及び口腔機能向上	480単位加算
A6	5018 通所型独自複数サービス実施加算Ⅰ/23		(2) 選択的サービス複数実施加算(Ⅱ)	栄養改善及び口腔機能向上	480単位加算
A6	5019 通所型独自複数サービス実施加算Ⅱ/2			運動器機能向上、栄養改善及び口腔機能向上	700単位加算
A6	5015 通所型独自サービス事業所評価加算/2	リ 事業所評価加算		120単位加算	120
A6	6021 通所型独自サービス提供体制加算Ⅰ/21	ス サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	事業対象者・要支援1	88単位
A6	6022 通所型独自サービス提供体制加算Ⅰ/22			事業対象者・要支援2	176単位
A6	6127 通所型独自サービス提供体制加算Ⅱ/21			(2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	事業対象者・要支援1
A6	6128 通所型独自サービス提供体制加算Ⅱ/22		事業対象者・要支援2		144単位加算
A6	6121 通所型独自サービス提供体制加算Ⅰ/221		事業対象者・要支援1		48単位加算
A6	6122 通所型独自サービス提供体制加算Ⅰ/222		(2) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ	事業対象者・要支援2	96単位加算
A6	6123 通所型独自サービス提供体制加算Ⅲ/21		(3) サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	事業対象者・要支援1	24単位加算
A6	6124 通所型独自サービス提供体制加算Ⅲ/22			事業対象者・要支援2	48単位加算
A6	4011 通所型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅰ/2		ル 生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算(Ⅰ)(3月に1回を限度)	100単位加算
A6	4012 通所型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅱ/21	200単位加算			200
A6	4013 通所型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅱ/22	運動器機能向上加算を算定している場合			100単位加算
A6	6210 通所型独自サービス口腔栄養スクリーニング加算Ⅰ/2	ラ 口腔・栄養スクリーニング加算	(1)口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅰ)(6月に1回を限度)	20単位加算	20 1回につき
A6	6211 通所型独自サービス口腔栄養スクリーニング加算Ⅱ/2			(2)口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅱ)(6月に1回を限度)	5単位加算
A6	6321 通所型独自サービス科学的介護推進体制加算/2	ワ 科学的介護推進体制加算		40単位加算	40 1月につき
A6	6100 通所型独自サービス処遇改善加算Ⅰ	カ 介護職員処遇改善加算	(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の59/1000 加算	
A6	6110 通所型独自サービス処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の43/1000 加算	
A6	6111 通所型独自サービス処遇改善加算Ⅲ		(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数の23/1000 加算	
A6	6113 通所型独自サービス処遇改善加算Ⅳ		(4)介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	(3)で算定した単位数の 90%加算	
A6	6115 通所型独自サービス処遇改善加算Ⅴ		(5)介護職員処遇改善加算(Ⅴ)	(3)で算定した単位数の 80%加算	
A6	6118 通所型独自サービス特定処遇改善加算Ⅰ	コ 介護職員等特定処遇改善加算	(1)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の12/1000 加算	
A6	6119 通所型独自サービス特定処遇改善加算Ⅱ			(2)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の10/1000 加算
A6	6114 通所型独自サービスベースアップ等支援加算	タ 介護職員等ベースアップ等支援加算		所定単位数の11/1000 加算	

定員超過の場合

サービスコード	サービス内容略称	算定項目		合成単位数	算定単位
種類	項目				
A6	8004 通所型独自サービス/21・定超	イ 通所型サービス費 (独自)	事業対象者・要支援1	1,505単位	定員超過の場合 ×70%
A6	8005 通所型独自サービス/21日割・定超			50単位	
A6	8014 通所型独自サービス/22・定超		事業対象者・要支援2	3,085単位	
A6	8015 通所型独自サービス/22日割・定超			101単位	

看護・介護職員が欠員の場合

サービスコード	サービス内容略称	算定項目		合成単位数	算定単位
種類	項目				
A6	9004 通所型独自サービス/21・欠	イ 通所型サービス費 (独自)	事業対象者・要支援1	1,505単位	看護・介護職員が欠員 の場合 ×70%
A6	9005 通所型独自サービス/21日割・欠			50単位	
A6	9014 通所型独自サービス/22・欠		事業対象者・要支援2	3,085単位	
A6	9015 通所型独自サービス/22日割・欠			101単位	

※中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算、介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算は、通所型サービス(現行相当サービス提供)のコードと同じです。

【色分けルール】  
・水色→新設(令和4年10月1日から開始)  
・灰色→廃止(令和4年3月31日をもって廃止)

AF **介護予防ケアマネジメントサービスコード表**

サービスコード		サービス内容略称	算定項目	単位数	算定単位
種類	項目				
AF	2111	介護予防ケアマネジメントA	イ 介護予防ケアマネジメント費 事業対象者・要支援1・2 438単位	438	1月につき
AF	4001	介護予防ケアマネジメントA 初回加算	ロ 初回加算 300単位加算	300	
AF	4002	介護予防ケアマネジメントA 委託連携加算	ハ 委託連携加算 10単位加算	10	1回につき
AF	4003	介護予防ケアマネジメントA 居宅委託連携加算	ニ 居宅委託連携加算 290単位加算	290	
AF	2113	介護予防ケアマネジメントC	ホ 介護予防ケアマネジメント費 事業対象者・要支援1・2 要介護1・2・3・4・5 510単位	510	

【色分けルール】  
 ・水色→新設(令和4年10月1日から開始)  
 ・灰色→廃止(令和4年3月31日をもって廃止)